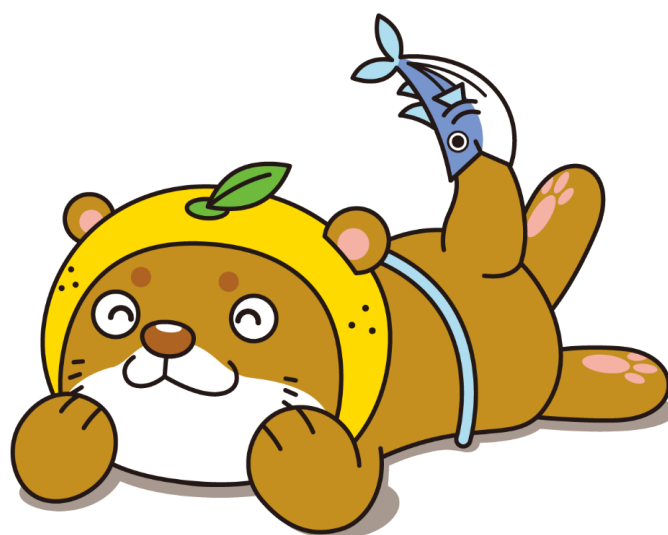




# 愛南町 子育て 応援 BOOK



令和8年7月





## はじめに

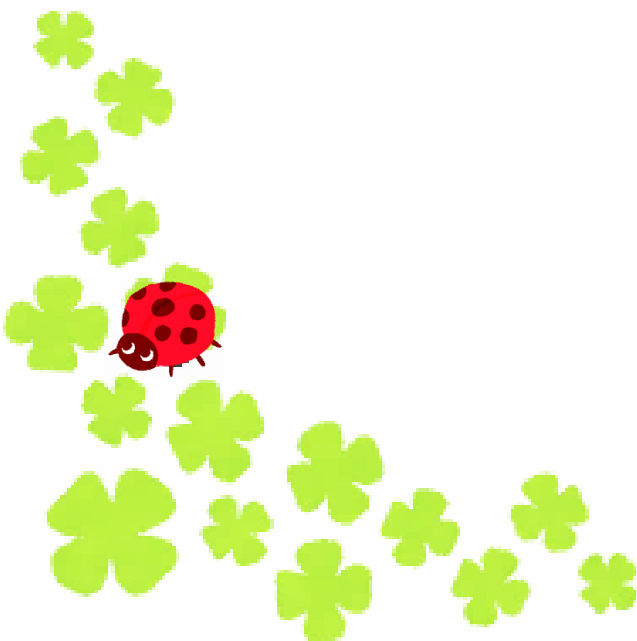
愛南町では、「子ども・若者の笑顔が輝き 未来にはばたく 愛南プラン」を愛南町こども計画の基本理念として、子ども・子育て支援施策を推進しています。

本町の子育て支援制度やサービスを子育て中の方や、これから子育てをする方に十分に利用していただくために、本応援 BOOK を作成しました。

子育てに関する制度やサービス、相談窓口をこの1冊に分かりやすくまとめておりますので、本応援 BOOK を活用してください。

未来を担う子どもたちが、健やかに成長されますことを願っています。

令和8年7月 子育て支援課  
こども家庭センター



# ♥愛南町 子育て支援マップ♥

	妊娠前	妊娠	出産	2か月	4か月	7か月	10か月	12か月	1歳6か月	3歳児	5歳児	小学校	中学校・高校	
助成 手 当	●不妊治療費等助成事業		●妊産婦健診通院費公費助成事業		●幼児教育・保育無償化制度				●保育所・幼稚園給食費無償化制度					
	●母子健康手帳交付・あいなんすくすくナビ		●拡大新生児スクリーニング検査費助成		●子どものインフルエンザ予防接種無償化事業				●保育所遠距離通所補助事業		●教育世代児童生徒就学応援金			
	●出産育児一時金		●子ども医療費助成制度		●未熟児養育事業				●出産子育て支援金交付制度		●学校給食費無償化制度（小・中）			
	●出産世帯応援補助金		●出産世帯奨学金返還支援補助金											
	●多子世帯リフォーム等支援補助金		●愛顔っ子応援券・愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業											
	●妊婦のための支援給付金		●子どもの定期予防接種											
健診 教 室	●妊婦一般・歯科健康診査		●1か月児健康診査		●乳児一般健康診査		●乳児健診(ブックスタート・木育スタート事業)		●1歳6か月児健診		●5歳児健診		●思春期講座	
	●LINE子育て相談		●新生児聴覚検査		●産婦健康診査		●産後ケア事業				●3歳児健診(セカンドブック事業)		●SOSの出し方受け止め方教育	
			●新生児訪問		●あいなん子育て広場						●フッ素洗口事業		●新生活応援BOOK	
他機 関 の 連 携 に よ る 支 援	●妊婦情報事前登録事業		●病児保育テレサローム		●こども誰でも通園制度		●一時保育						●放課後子ども塾・夏休み子ども教室	
	●愛媛県子ども医療電話相談(#8000)		●子育て推進員		●子育て支援グループこぶたたんぼぼけっととんぼ(こぶたの広場)								●放課後児童クラブ	
	●地域子育て支援センター(どんぐりの会・こあら)						●児童発達支援事業(おれんじくらぶ・カサヨハネ)						●愛南子どもセンター	
	●お祝いマダイプレゼント事業						●児童発達支援センター						●学校保健との連携	
	●子どもの居場所(あいなんくる)													

## 妊娠前

### 不妊治療費等助成事業

検査費及び治療費の一部及び交通費を助成します。  
○一般不妊治療費助成 ○特定不妊治療費助成  
○不育症治療費助成

## 妊娠中・出産時

### 母子健康手帳交付・あいなんすくすくナビ

保健師・栄養士が面談して、必要な情報を提供します。あいなんすくすくナビは妊娠から出産、子育てまでをサポートする母子手帳アプリです。

### 妊婦一般・歯科健康診査

妊娠中に14回妊婦健康診査を医療機関で受診できます。また、1回妊婦歯科健康診査を受診できます。

### 産婦健康診査

産後2週間、産後1か月に健診が受けられます。体調の確認と医師や助産師に悩みを相談できる場所です。

### 拡大新生児スクリーニング検査

拡大新生児スクリーニング検査を行ったお子さまの検査費用を助成します。検査は任意です。希望される方は医療機関へお申し込みください。

### 産後ケア事業

4か月未満の赤ちゃんとお母さんが委託医療機関で、育児指導を受けたり、休息をとったりできます。宿泊型・日帰り型(各7回)があります。利用予定日の3日前までに保健福祉課に申請してください。

### 妊産婦健診通院費公費助成事業

公費の妊産婦健診の回数×通院費、出産時の通院費相当の額を助成します。申請は、産婦健康診査を受診した日の翌日から1年以内に行ってください。

### 妊婦情報事前登録事業

出産の兆候や体調の不良があり、かかりつけ医により受診が必要と判断され、救急車でなければ受診できない場合の救急搬送をスムーズに行うため、事前にお名前等を登録するものです。

### 新生児訪問

ご家庭に保健師が訪問します。赤ちゃんの身体計測や子育ての相談、予防接種等の情報提供を行います。

## 子育て

### 乳幼児集団健診

乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診があります。お子さんの発達・発育の確認や、歯科指導、生活指導・栄養指導等を行います。

### あいなん子育て広場

子育て相談、身体測定、親子の触れ合い遊びなどを行います。

### LINE子育て相談

LINE子育て相談では、ご自身の携帯電話からチャットで気軽に相談ができます。即時の返信はできません。お急ぎの相談については、電話でご相談ください。

### 愛南町こども家庭センター

保健福祉課 0895-72-1212  
子育て支援課 0895-73-7135

## 1 出会い

P1

- 1-1 結婚活動支援（愛結び）
- 1-2 婚活イベント（愛☆あい愛南）
- 1-3 出会いの場創出支援

## 2 結婚が決まった

P4

- 2-1 結婚新生活支援
- 2-2 新婚旅行等支援

## 3 妊娠がわかったら

P7

- 3-1 母子健康手帳
- 3-2 健康診査等受診票
- 3-3 妊婦のための支援給付金
- 3-4 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成
- 3-5 妊産婦健康診査通院費助成
- 3-6 妊婦情報事前登録
- 3-7 LINE子育て相談
- 3-8 あいなんすくすくナビ
- 3-9 不妊治療費助成

## 4 赤ちゃんが生まれたよ

P13

- 4-1 出生届
- 4-2 出産育児一時金
- 4-3 子ども医療費助成
- 4-4 児童手当
- 4-5 乳幼児用紙おむつ券
- 4-6 産後ケア
- 4-7 産婦健康診査

## 5 新しい家族のために

P19

- 5-1 出産世帯応援補助
- 5-2 出産世帯奨学金返還支援
- 5-3 多子世帯リフォーム等支援
- 5-4 お祝いマダイプレゼント
- 5-5 出産子育て支援金

- 6- 1 拡大新生児スクリーニング検査
- 6- 2 新生児訪問
- 6- 3 新生児聴覚検査
- 6- 4 1か月児健康診査・乳児一般健康診査
- 6- 5 乳幼児健康診査
- 6- 6 3歳児視聴覚精密検査
- 6- 7 5歳児歯科表彰
- 6- 8 子どもインフルエンザ予防接種
- 6- 9 定期予防接種
- 6-10 あいなん子育て広場
- 6-11 地域子育て支援拠点
- 6-12 こども相談窓口（こども家庭センター）  
（子ども支援センター）
- 6-13 児童発達支援センター

- 7- 1 保育所（園）
- 7- 2 病児保育
- 7- 3 延長保育
- 7- 4 保育所遠距離通所補助
- 7- 5 幼稚園
- 7- 6 幼稚園における預かり保育
- 7- 7 子育てのための施設等利用給付
- 7- 8 こども誰でも通園
- 7- 9 一時保育

- 8- 1 通学用カバン無償配布
- 8- 2 愛南町就学相談会
- 8- 3 小学校・中学校給食費無償化
- 8- 4 教育世代児童生徒就学応援金（小学校・中学校・高等学校）
- 8- 5 修学旅行費補助
- 8- 6 放課後児童クラブ
- 8- 7 放課後子ども塾
- 8- 8 夏休みこども教室
- 8- 9 愛南子どもセンター
- 8-10 あいなんくる（愛南町子どもの居場所b & g あいなん）
- 8-11 中学校通学カバン等補助
- 8-12 小中学校遠距離通学補助

## 9 ひとり親支援

P52

- 9-1 ひとり親家庭医療費助成
- 9-2 児童扶養手当
- 9-3 制服譲渡会
- 9-4 災害遺児福祉手当
- 9-5 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付

## 10 障がい児等支援

P56

- 10-1 未熟児養育医療
- 10-2 特別児童扶養手当
- 10-3 障がい児福祉手当

## 愛南町子育て情報マップ等

P60

- 保育・教育施設マップ
- お出掛けマップ
- 医療機関一覧
- 子育てダイヤルメモ



- 1-1 結婚活動支援（愛結び）
- 1-2 婚活イベント（愛☆あい愛南）
- 1-3 出会いの場創出支援

## 1-1 結婚活動支援（愛結び）

愛媛県版  
マッチングシステム



独身男女を対象とした「愛結びコーナー」を設置しています。「愛結び」は、えひめ結婚支援センターが運営する、会員制のお見合いシステムです。写真やプロフィールから会いたいお相手を探すことができるほか、AI が登録者におすすめの方を提案します。お引合せ日決定後にお相手とチャットでメッセージ交換ができ、当日はベテランのボランティアの愛結びサポーターが立会います。

### 【対象】

20歳以上で結婚を誠実に希望している独身男女

### 【開設日】

奇数月の第3土曜日 11:00~14:00（最終受付）

※変更となる場合がありますので、「広報あいなん」暮らしのカレンダー  
または町公式LINEにてご確認ください。

※事前に予約が必要です。

### 【開設場所】

御荘文化センター 3階研修室

えひめ結婚支援センター  
ホームページ



### 【会員登録】

- ① えひめ結婚支援センターのホームページにアクセスして「新規会員登録」からメールアドレスを登録します。
- ② 届いたURLを開いてプロフィールを作成し、来所かオンラインのいずれかを選び会員登録します。
- ③ 来所を選択した場合は、「愛結びコーナー」開設日に登録手続きのお手伝いをします。必要書類は予約時にご確認ください。

予約先：えひめ結婚支援センター南予事務所（大洲市） 0893-57-6705

メールアドレス：[koinanyo@msc-ehime.jp](mailto:koinanyo@msc-ehime.jp)

問 えひめ結婚支援センター南予事務所 0893-57-6705  
子育て支援課 0895-73-7135

## 1-2 婚活イベント（愛☆あい愛南）



愛南町主催の  
出会いイベント

独身男女を対象とした出会いイベント「愛☆あい愛南」を開催しています。  
町内外から参加者を募り、愛南町の名産品を味わったり、魅力に触れながら、  
新たな出会いのきっかけとなるイベントを毎年実施しています。  
今年度の日程等、詳細は「広報あいなん」や町公式LINE等でお知らせします。

問 子育て支援課 0895-73-7135

出会いの場を  
企画・開催する団体の方



## 1-3 出会いの場創出支援

独身男女の交流イベントを実施する法人・店舗・団体等に対し、交流イベントの参加費用、企画料の一部を補助します。

### 【対象】

独身男女の交流イベントを実施する法人・店舗・団体等

### 【対象イベント】

- ・20歳以上の独身男女で構成
- ・男性参加者は町内在住または町内在勤
- ・参加者の総数は概ね6人以上で、男女がおおよそ同数
- ・参加費は適正な額を設定
- ・町内店舗、施設を利用

### 【補助金】

- ・参加費補助額：参加者1人あたり3,000円
- ・広く参加者を募集するイベントの場合：企画料10,000円

問 子育て支援課 0895-73-7135

HAPPY  
WEDDING

結婚が決まった



2-1 結婚新生活支援

2-2 新婚旅行等支援



夫婦で参加して  
補助金 GET

## 2-1 結婚新生活支援

申請要件を満たしている新婚世帯を対象に、新生活に必要な費用を補助します。

### 【補助内容】

結婚に伴う新居の取得費用、新居の賃貸費用、リフォーム費用、新居への引越し費用、時短家電及び省エネ家電の購入費用

### 【対象】

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に結婚した夫婦
- ② 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で次の所得要件に該当する世帯
- ③ 対象講座のうち、いずれか1つを受講している世帯

※対象講座

- ・ライフデザイン支援講座等
- ・プレコンセプションケアに関する講座等
- ・医療機関への妊娠・出産に係る相談（領収書の提出にて確認）
- ・共家事・子育て講座等

### 【所得要件と世帯の補助上限額】

- ① 夫婦ともに29歳以下・世帯所得500万円未満  
・・・住宅関連費用60万円、家電購入費補助20万円
- ② 夫婦ともに29歳以下・世帯所得660万円未満  
・・・住宅関連費用20万円、家電購入費補助20万円
- ③ 夫婦ともに39歳以下・世帯所得500万円未満  
・・・住宅関連費用30万円

申請には事前の相談が必須となります。

令和9年3月31日までに結婚の予定がある方は、令和9年1月末までにご相談ください。事前相談のない場合、補助金の対象とならないこともありますのでご注意ください。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 2-2 新婚旅行等支援

結婚のきっかけは？  
新婚旅行費用を補助します



町が関係する婚活イベント等に参加し成婚した愛南町に住民登録のある方に対し、婚姻届を受理された日から1年以内に出発する新婚旅行に要する費用を補助します。新婚旅行の計画がない場合は、家具・家電製品の購入費用を補助します。

### 【対象】

町が関係する婚活イベント、宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンによる婚活事業及びえひめ結婚支援センターが運営する愛結び事業のいずれかに参加し、成婚した愛南町に住民登録のある方

### 【補助金額】

新婚旅行：40万円

結婚から1年以内に愛南町から出発する旅行経費

家具・家電：20万円

結婚から1年以内に購入する家具・家電製品購入費

### 【申請時の流れ】

- ・新婚旅行に出発する30日前または家具・家電製品を購入する30日前までに次の関係書類を子育て支援課に提出してください。

### 【申請時必要書類等】

- ① 婚姻後の戸籍謄本・夫婦の住民票（マイナンバー不要）
- ② 新婚旅行の経費及びその内訳が確認できる見積書  
または、家具家電製品購入費の見積書
- ③ 愛結びを利用した結婚の場合は、愛結びID
- ④ 認印

- ・交付決定後、新婚旅行の最終日または家具・家電製品購入日から30日以内に次の書類を子育て支援課に提出してください。

### 【事業実施後必要書類等】

- ① 報告書
- ② 領収書
- ③ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 認印

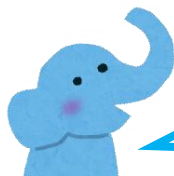
問 子育て支援課 0895-73-7135

# 妊娠がわかったら



- 3-1 母子健康手帳
- 3-2 健康診査等受診票
- 3-3 妊婦のための支援給付金
- 3-4 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成
- 3-5 妊産婦健康診査通院費助成
- 3-6 妊婦情報事前登録
- 3-7 LINE 子育て相談
- 3-8 あいなんすくすくナビ
- 3-9 不妊治療費助成

### 3-1 母子健康手帳



おめでとう!

母子健康手帳を受け取りましょう

妊娠がわかったら、医療機関から発行される妊娠届出書を保健福祉課へ提出することで母子健康手帳が受け取れます。

交付時には保健師（必要に応じて栄養士）による面談を行います。

#### 【必要書類等】

- ① 妊娠届出書
- ② マイナンバーカード
- ③ 妊婦名義の通帳等口座の分かるもの  
（妊婦のための支援給付の手続きに必要です。）
- ④ 認印

問 保健福祉課 0895-72-1212

### 3-2 健康診査等受診票

母子健康手帳発行時に健康診査等受診票を交付します。

#### 【受診票】

- 妊婦一般健康診査（14回）
- 妊婦歯科健康診査（1回）
- 産婦健康診査（2回）
- 新生児聴覚検査受診票（1回）
- 1か月児健康診査（1回）

#### 【実施機関】

県内委託医療機関

※委託外医療機関で受診した場合は補助金の申請ができます。

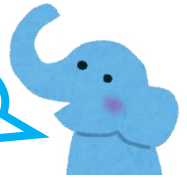
（妊婦歯科健康診査を除く）

母と子の  
健康のために



問 保健福祉課 0895-72-1212

5万円×2回  
給付金が支給されます



### 3-3 妊婦のための支援給付金

妊婦に対して、妊娠届出時、出産後に面談を行い、妊娠・出産・子育てに係る費用を助成します。

#### 【助成額】

- 1回目 妊娠届出時：5万円
- 2回目 出産後等：妊娠している子どもの人数×5万円

#### 【申請方法】

妊娠届提出時・・・妊娠届出時に面談のうえ、申請書を記入し申請  
出産後・・・・・・赤ちゃん訪問時に面談を行い、申請書を記入し申請

#### 【必要書類等】

妊婦名義の通帳等口座の分かるもの、認印

問 保健福祉課 0895-72-1212

初回の受診料を  
1万円まで補助します



### 3-4 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成

初回産科受診時の検査等の費用の一部を助成します。

#### 【対象】

愛南町内に住民登録があり、市販の妊娠検査薬により陽性を確認した方で、住民税非課税世帯に属する方、またはこれと同等の所得水準にある方

#### 【助成額】

- 1回の妊娠の判定に要する対象経費（上限：1万円）

#### 【必要書類等】

- ① 振り込み先として指定した口座の分かるもの
- ② 認印
- ③ 委託外の医療機関を受診し、償還払いによる助成を受ける場合は、医療機関が発行する初回受診料の領収書及び診療明細書の原本

※初回産科受診前に保健福祉課に申請してください。

問 保健福祉課 0895-72-1212

### 3-5 妊産婦健康診査通院費助成

町外の医療機関に妊産婦健康診査や出産のために通院した際の交通費の一部を助成します。

交通費を助成します



#### 【助成回数】

- ・妊産婦健康診査  
町が発行した妊産婦健康診査受診票を利用した健診の回数分
- ・出産 1 回分

#### 【助成額（1 回あたり）】

受診・出産医療機関の所在地が

南予圏域または高知県幡多圏域 : 1,500 円

中予圏域または高知県高知市内 : 5,000 円

東予圏域 : 8,000 円

上記以外の県外 : 10,000 円

※ただし、里帰り出産の場合は、一律 1,500 円

#### 【申請方法】

通院を終えた日から 1 年以内に、必要書類等を保健福祉課に申請します。

#### 【必要書類等】

母子健康手帳、未使用の妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票、振込先口座の通帳の写し、認印

問 保健福祉課 0895-72-1212

### 3-6 妊婦情報事前登録

出産予定日やかかりつけ医などの情報を事前に登録し、医療機関へスムーズに搬送するための制度です。

かかりつけ医療機関から緊急に搬送する必要があると判断された状況で、受診をする手段がない場合に、妊婦または家族が 119 番通報し、愛南町消防署が出産予定の医療機関に救急搬送します。

ただし、妊婦の容態等により他の医療機関に搬送する場合があります。

#### 【対象】

愛南町に住民登録があり、居住する妊婦  
愛南町に里帰りされている妊婦

病院までの距離が遠い…  
安心して出産するために



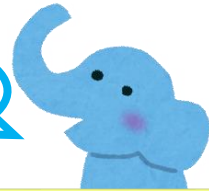
#### 【必要書類等】

母子健康手帳

問 保健福祉課 0895-72-1212

### 3-7 LINE 子育て相談

いつでも気軽に  
子育て相談



子育て相談用 LINE で 24 時間いつでも妊娠、出産、子育てに関する相談をすることができます。

#### 【相談受付時間】

24 時間いつでもチャットでの送信が可能



#### 【相談対応時間】

月・水・金曜日午後 1 時から 3 時の間に確認し、順次相談対応します。即時の返信はできません。また、土・日曜日、祝日、年末年始、夜間は返信できませんので、ご了承ください。

お急ぎの場合は電話（平日 8：30～17：15）でご相談ください。

保健福祉課健康増進係  
公式 LINE（子育て相談用）



問 保健福祉課 0895-72-1212

### 3-8 あいなんすくすくナビ

無料の母子健康手帳  
アプリです



妊娠から出産、子育てまでをサポートする母子健康手帳アプリです。愛南町の子育てに必要な情報を一目でチェックできます。日々の記録や、大切な思い出の保存、予防接種のスケジュール管理など、これからの子育てに役立つ機能が沢山あります。

#### 【利用方法】

アプリストアからダウンロードして、利用することができます。

#### 【利用料金】

利用料金は無料です。



＼ 母子モ (ボシモ) で検索！ /

母子モ

検索

問 保健福祉課 0895-72-1212



### 3-9 不妊治療費助成

不妊検査、一般不妊治療、特定不妊治療、不育症検査、不育症治療を受けた方に対して、治療費の一部及び通院時の交通費の一部を助成します。

#### 【対象】

- ① 不妊治療または不育症治療を行う夫婦（事実婚を含む）で、夫または妻のいずれか一方が愛南町に住民登録のある方
- ② 治療開始における妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 町税、料金及び使用料等を滞納していないこと
- ④ 医療保険各法における被保険者または被扶養者であること
- ⑤ 夫婦の住所が異なる場合、他の地方自治体において重複して助成を受けていないこと

#### 【治療費助成額】

一般不妊治療：1年度につき1回上限10万円 通算2回

特定不妊治療：1回につき上限20万円

初回助成申請時の妻の治療開始年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上43歳未満の場合は通算3回

不育症治療：1回上限5万円 回数制限なし

#### 【交通費助成額（1回あたり）】

受診医療機関の所在地

南予圏域または高知県幡多圏域：1,500円

中予圏域または高知県高知市内：5,000円

東予圏域：8,000円

上記以外の県外：10,000円

#### 【手続き】

一般不妊治療、不育症治療：年度内に行った治療をまとめて1年以内

特定不妊治療：治療が終了した日から1年以内

- ① 不妊治療費助成事業受診等証明書
- ② 不妊治療費助成事業調剤証明書
- ③ 不妊治療に要した費用の領収書
- ④ 同意書
- ⑤ 医療保険法に関する法令等の規定により不妊治療費助成の給付を受けているときは、その内容が確認できる書類
- ⑥ 振込先の通帳等口座の分かるものと認印

問 保健福祉課 0895-72-1212

# 赤ちゃんが生まれたよ



- 4-1 出生届
- 4-2 出産育児一時金
- 4-3 子ども医療費助成
- 4-4 児童手当
- 4-5 乳幼児用紙おむつ券
- 4-6 産後ケア
- 4-7 産婦健康診査

## 4-1 出生届

お子さんが生まれた日から 14 日以内に出生届を提出してください。  
届け出後にお子さんに必要な手続きを順次ご案内します。

### 【場所】

愛南町役場 町民課（マイナンバーカード申請、子ども医療費助成他）



子育て支援課（児童手当、おむつ券、保育所の入所相談他）



保健福祉課（保健師がお話をお伺いします。）

※各支所でも同様の手続きを行います。

### 【必要書類等】

出生届書、母子健康手帳、認印、保護者の本人確認書類（マイナンバーカード  
または運転免許証等）、通帳またはキャッシュカード

問	町民課	0895-72-7300
	子育て支援課	0895-73-7135
	保健福祉課	0895-72-1212



国民健康保険の  
加入者が対象

## 4-2 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が、出産（妊娠 85 日以上の死産・流産を含む）したときは、申請により世帯主に出産育児一時金が支給されます。

なお、出産した方が国民健康保険に加入する前に社会保険等の被保険者（本人）として 1 年以上加入しており、資格喪失日から 6 か月以内の出産の場合は、社会保険等から支給されます。

### 【対象】

国民健康保険に加入し出産（妊娠 85 日以上の死産・流産を含む）した方が属する世帯の世帯主

※町民課で手続きができるのは国民健康保険の加入者のみです。

社会保険等に加入している方は、勤務先等にお問合せください。

### 【支給額】

出生児 1 人につき 48 万 8 千円

ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は 50 万円

※出産育児一時金の医療機関等への直接払制度の利用について

直接支払いを希望する方は医療機関等へ委任することにより、愛南町から医療機関等に出産費用を直接支払うことができます。

出産費用が出産育児一時金の支給額を下回る場合は、差額を支給します。

### 【必要書類等】

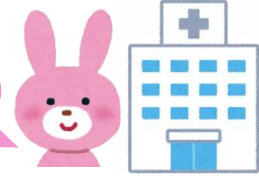
世帯主の保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）、認印、口座番号などの分かるもの

出産した医療機関の領収明細書、母子健康手帳または出産を証明する書類、医療機関等との合意書（直接支払制度を利用する場合）

問 町民課 0895-72-7300

## 4-3 子ども医療費助成

子どもの医療費が  
無料になる手続きです



### 【対象】

0歳～18歳（18歳到達後最初の3月末）までの子どもの保護者  
※保護者は愛南町に住民登録のある方  
※子どもは結婚、就労していないこと

### 【県内受診】

受診時に健康保険の内容が確認できるものと子ども医療費受給資格証を提示してください。保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

### 【県外受診】

受給資格証は使用できません。医療機関の窓口で自己負担分を支払っていただき、後日役場町民課または最寄りの支所で（1か月分まとめて）払い戻しの申請をお願いします。（払い戻し期限：診療の翌月から起算して6か月以内）  
その際には認印・領収書・受給資格者（受給資格証の上段に記載している保護者）名義の振込口座の分かる通帳やキャッシュカードが必要です。

問 町民課 0895-72-7300

## 4-4 児童手当



18歳まで児童手当がもらえます

### 【対象】

愛南町内に住民登録があり、高校生年代（18歳になって最初の年度末まで）までの児童を養育している方  
※公務員の方は勤務先へ請求してください。

### 【受給額】

3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

### 【必要書類等】

- ・請求者名義の振込口座の確認できるもの
- ・マイナンバーが確認できるもの（請求者・配偶者）

問 子育て支援課 0895-73-7135

愛南町では  
第1子から  
5万円分のおむつ券  
がもらえます



## 4-5 乳幼児用紙おむつ券

乳児1人に対して1,000円券を50枚綴りとした紙おむつ券を交付します。交付された紙おむつ券は、町内の登録店舗で使えます。有効期限は交付した次年度末です。

### 【対象】

愛南町に住民登録があり、満1歳に満たない乳児を養育している保護者

### 【必要書類等】

保護者の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）、母子健康手帳

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 4-6 産後ケア

委託医療機関で、母親の心身のケアや育児のサポートを受けることができます。

### 【対象】

愛南町に住民登録がある生後4か月未満の乳児（早産児、低出生体重児であって修正月齢の適用が認められる場合は、当該修正月齢が4か月未満の乳児）およびその母親で次に該当する方

- ・産後に心身の不調、育児不安等のある方
- ・家族等から十分な家事・育児等の産後の支援が受けられない方
- ・母子ともに病院等への入院を要しない方

### 【内容】

宿泊型と日帰り型があります。

お母さんへ心身のケアとサポートを



### 【利用期間】

7日を上限とします。

### 【申請方法】

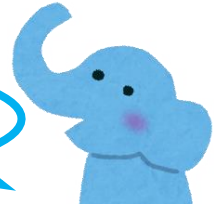
利用を希望する3日前までに愛南町産後ケア事業利用申請書兼同意書を保健福祉課へ提出してください。

### 【利用料金】

宿泊型 : 1日当たり 3,000円  
日帰り型 : 1日当たり 1,500円

問 保健福祉課 0895-72-1212

産後、お母さんのための健診です



## 4-7 産婦健康診査

母子健康手帳交付時に発行する産婦健康診査受診票を使って、産後 2 週間前後、産後 1 か月頃（産後 56 日以内）の 2 回、県内の委託医療機関、または高知県立幡多けんみん病院で健診を受けます。

**【対象】**

産後 2 週間頃、1 か月頃の産婦

※委託外医療機関で受診した場合は補助金の申請が必要です。

問 保健福祉課 0895-72-1212



## 新しい家族のために

- 5-1 出産世帯応援補助
- 5-2 出産世帯奨学金返還支援
- 5-3 多子世帯リフォーム等支援
- 5-4 お祝いマダイブプレゼント
- 5-5 出産子育て支援金



家事・育児の負担軽減  
のための補助金です

## 5-1 出産世帯応援補助

出産した世帯に対し、母子健康手帳の交付を受けた日から1歳の誕生日が属する年度の末日までに購入し、支払いを完了した育児用品や時短家電、省エネ家電等の購入費用を補助します。

※消耗品は出産後購入した費用が追加給付の対象になります。

### 【対象】

申請日時点で6か月以上継続して愛南町に住民登録がある出産世帯

### 【申請方法】

母子健康手帳の交付を受けた日から1歳の誕生日が属する年度の末日までに申請してください。定額給付は出生後、追加給付は対象商品購入後に申請できます。

### 【補助額】

定額給付 10万円

追加給付	出産時の年齢が夫婦ともに29歳以下	：20万円
	夫婦ともに35歳以下	：15万円
	上記以外	：10万円

### 【必要書類等】

定額給付：振込先が分かる通帳またはキャッシュカード、母子健康手帳、認印、住民票や戸籍謄本（必要に応じて）

追加給付：補助金対象経費に係る領収書（レシート）の原本（商品名、購入日等の記載があるものに限る。）

※補助金の申請を検討される方は、詳細な内容を説明しますので、必ず事前に子育て支援課までお問合せください。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 5-2 出産世帯奨学金返還支援

返還した  
奨学金の経費を  
補助します



母子健康手帳の交付を受けた日から出産後 1 年以内に返還した奨学金等の費用を補助します。

### 【対象】

申請日時時点で6か月以上継続して愛南町に住民登録がある出産世帯

### 【対象となる奨学金】

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種および第二種奨学金
- ・愛媛県奨学資金
- ・母子寡婦福祉資金（貸付理由：修学支度金・修学資金）

※ただし、本人の修学に要した奨学金を本人が返還している場合のみ対象となり、他の奨学金返還支援事業で給付を受けている場合は対象外です。

### 【補助限度額】

夫婦一人あたり最大20万円（1世帯あたり40万円）

### 【申請方法】

対象児童の誕生日から満1歳の誕生日の前日（申請は期間内に1回限り）

### 【必要書類等】

- ・振込先が分かる通帳またはキャッシュカード
- ・母子健康手帳
- ・認印
- ・奨学金等の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- ・奨学金等を返還したことを証する領収書等（返還した者の氏名、返還年月日、返還額が確認できるもの）の写し
- ・奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し
- ・住民票や戸籍謄本（必要に応じて）

※補助金の申請を検討される方は、詳細な内容を説明しますので、必ず事前に子育て支援課までお問合せください。

問 子育て支援課 0895-73-7135



### 5-3 多子世帯リフォーム等支援

母子健康手帳の交付を受けた日から出産後1年以内に契約し、かつ支払いが完了したリフォームおよび引越に要した費用を助成します。

#### 【対象】

申請日時点で6か月以上継続して愛南町に住民登録があり、同居する18歳未満の子どもが2人以上の出産世帯

#### 【支給対象児童】

出生した時点において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄または姉のいる第2子以降の児童

#### 【補助額】

- ・支給対象児童が第2子 : 20万円
- ・支給対象児童が第3子以降 : 30万円

#### 【補助内容】

##### ○リフォーム

県内に住所を有する事業者と契約し、子育てしやすい環境づくりに寄与するリフォーム工事（増改築・バリアフリー・生活関連設備改修工事）

※リフォームの対象となる住宅は申請者が現に居住し、申請者の住所に現存しているものに限りま

##### ○引越し

引越し業者・宅配業者による転居前の住居等から、現に居住する住宅への引越しに係る経費

#### 【必要書類等】

- ・振込先が分かる通帳またはキャッシュカード
- ・母子健康手帳
- ・認印
- ・補助対象経費に係る領収書（経費の内容、領収日等の記載があるもの）
- ・住民票や戸籍謄本（必要に応じて）



#### 【以下はリフォームのみ】

- ・リフォームに係る契約書の写し
- ・補助対象工事部分を写したカラー写真
- ・補助対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）
- ・住宅の所有者が確認できる書類の写し（賃貸物件の場合は、賃貸借契約書）

※補助金の申請を検討される方は、詳細な内容を説明しますので必ず事前に子育て支援課までお問合せください。

問 子育て支援課 0895-72-7135

## 5-4 お祝いマダイプレゼント



愛南町の将来を担うお子様の健やかな成長を祈念するとともに、ぎょしょく普及を推進するため「お食い初め」（生後 100 日目に当たる日に「一生食べ物に困らず生活できますように」との願いを込めて行われる伝統的な行事）で使用するマダイをプレゼントします。

### 【対象】

愛南町に住民登録のある出生から 1 年以内の子ども

### 【申請方法】

出生から 1 年以内に担当窓口へ申請します。



お食い初め用の  
マダイをプレゼント

問 海業振興課 0895-72-7312

## 5-5 出産子育て支援金



1歳のお誕生日  
おめでとう！



保護者の経済的負担の軽減、次代を担う子どもの健全な育成を目的として出産子育て支援金を交付します。

### 【対象】

出生児と保護者の住所が出生から継続して 1 年以上愛南町にある出生児を養育している保護者で、かつ子どもが満 1 歳を迎えた翌日から 3 か月以内に申請をした方

乳児健診時に対象者へ申請書を配布します。

### 【支給額】

第 1 子：10 万円、第 2 子：20 万円、第 3 子以降：30 万円

※出生児が満 1 歳を迎えた日の翌日時点で、18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある戸籍上の子を数えます。

### 【必要書類等】

乳児健診時に配布した申請書等の書類、認印、  
希望振込先の通帳等（申請者名義の口座）

必要に応じて、戸籍謄本等、児童が属する世帯全員の住民票

問 子育て支援課 0895-73-7135



## 子どもの成長・発達



- 6- 1 拡大新生児スクリーニング検査
- 6- 2 新生児訪問
- 6- 3 新生児聴覚検査
- 6- 4 1 か月児健康診査・乳児一般健康診査
- 6- 5 乳幼児健康診査
- 6- 6 3歳児視聴覚精密検査
- 6- 7 5歳児歯科表彰
- 6- 8 子どもインフルエンザ予防接種
- 6- 9 定期予防接種
- 6-10 あいなん子育て広場
- 6-11 地域子育て支援拠点
- 6-12 子ども相談窓口（こども家庭センター）  
（子ども支援センター）
- 6-13 児童発達支援センター

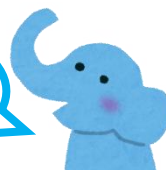
## 6-1 拡大新生児スクリーニング検査

新生児に対して実施する拡大新生児スクリーニング検査に要する費用の助成を行います。

### 【検査の時期】

出生後 27 日まで。対象児一人当たり 1 回

新生児の検査を  
助成します



### 【対象疾患】

ポンペ病、ゴーシェ病、ファブリー病、ムコ多糖症 1 型、ムコ多糖症 II 型、重症複合免疫不全症、脊髄性筋萎縮症

### 【助成額】

検査に要する経費 上限 12,000 円

### 【実施方法】

県内委託医療機関

また、委託外医療機関で受検した場合は 6 か月以内に助成金の申請が必要です。

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-2 新生児訪問



保健師がお伺いします

保健師、栄養士が家庭訪問を行い、身体測定、発育・発達確認、育児栄養についての相談、母子保健サービスの紹介などを行います。あわせて「乳児一般健康診査（医療機関委託検査）受診票」及び「予防接種手帳」を交付します。

保健師が連絡をして、保護者の都合の良い日にお伺いします。

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-3 新生児聴覚検査

お耳の検査費用を助成します



県外の委託外医療機関及び助産所で新生児聴覚検査を受けた場合に要した経費について助成します。

### 【手続き】

支払いの日から 1 年以内に聴覚検査内容が確認できる領収書等診療明細書を保健福祉課へ提出してください。

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-4 1か月児健康診査・乳児一般健康診査

1か月児健康診査受診票・乳児一般健康診査受診票を使って、委託医療機関で健康診査を受診します。

### 【実施時期】

- 1か月児：生後27日を超え、6週間未満
- 乳児前期：生後3～6か月
- 乳児後期：生後9～11か月

医療機関で受ける  
個別の健診です



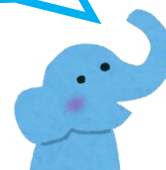
1か月児健康診査を委託外医療機関で受診し、自己負担分を支払った場合は、補助金の申請をしてください。  
受診票は使えません。

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-5 乳幼児健康診査

- 乳児健診：5か月～9か月児
- 1歳6か月児健診：1歳6か月～1歳9か月児
- 3歳児健診：3歳2か月～3歳5か月児
- 5歳児健診：5歳1か月～5歳5か月児

集団で受ける健診です



### 【実施方法】

対象者には個別案内を送付し、集団健康診査を行います。

### 【実施場所】

城辺保健福祉センター

### 【実施内容】

内科診察、歯科診察（幼児期）、身体測定、歯科相談、栄養相談、生活相談、子育て相談、ことばと聞こえの相談、集団遊び（5歳児）、3歳児視聴覚検査、5歳児歯科表彰、ブックスタート事業・木育事業（乳児）、セカンドブック事業（3歳児）

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-6 3歳児視聴覚精密検査

3歳児健康診査実施時に視覚、聴覚検査で精密検査が必要と判断された児に精密検査受診票を発行します。

### 【対象】

3歳6か月～4歳未満



**精密検査受診票を  
発行します**

### 【実施方法】

愛媛県医師会に所属する眼科及び耳鼻咽喉科専門医療機関で、精密検査を受診してください。

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-7 5歳児歯科表彰

5歳児健康診査受診時に虫歯0本の児に対して表彰を行います。  
保護者の了解を得て広報に氏名を記載します。

### 【対象】

5歳児健康診査受診者



**目指せ！虫歯ゼロ**



問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-8 子どもインフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種の費用を助成します。

### 【対象】

生後6か月から18歳（高校3年生相当）で愛南町に住民登録のある方  
町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校に在籍する方

### 【接種方法】

対象者に子どもインフルエンザ予防接種予診票を送付します。  
町内委託医療機関で、予診票により接種を受けてください。

**12歳まで年2回、  
13歳以上は年1回**



### 【接種回数】

13歳未満の方は1年度につき2回、13歳以上の方は1回

### 【その他】

委託外医療機関で接種を希望される場合は、助成額を上限として償還払いにより費用を助成します。

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 6-9 定期予防接種

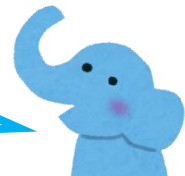


疾病の流行や重症化を予防するため、予防接種を実施します。

### 【対象】

予防接種法に基づく定期予防接種対象者

**感染症を予防しよう**



### 【実施方法】

予防接種手帳を使って、医療機関で個別接種を行います。予防接種手帳は新生児訪問時または転入時に交付します。

### 【転入の場合】

保健福祉課へ母子健康手帳、前住所地での予防接種手帳をお持ちください。

※特別の理由による任意予防接種費用助成事業を行っています。

造血細胞移植手術等の医療行為により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下、または消失したため、再接種が必要であると医師が判断した場合に接種費用の助成を行います。

問 保健福祉課 0895-72-1212



## 6-10 あいなん子育て広場

月に1回育児相談を実施しています。気軽に子育ての相談や、子育ての情報を得ることができます。また、保護者の交流の機会となっています。申込は不要です。

### 【実施内容】

身体測定、育児相談、栄養相談、親子遊び

### 【実施日】

広報「あいなん」、愛南町ホームページでお知らせします。

### 【実施場所】

城辺保健福祉センター

### 【持参するもの】

母子健康手帳、バスタオル等



問 保健福祉課 0895-72-1212



親子で遊びに行こう

## 6-11 地域子育て支援拠点

子育てについての相談、情報の提供、アドバイス等を行う子育て支援の拠点を3か所開設しています。

子育ておよび子育て支援に関する講習等も実施していますので、お気軽にお越しください。

○はまゆう乳幼児保育所 地域子育て支援センター 「どんぐりの会」

サークル活動 火・木・土曜日 8:00~13:00

園庭・保育室開放 水・金曜日 8:00~13:00

育児（電話）相談 火~土曜日 8:00~17:00

土曜日も  
やっています



問 はまゆう乳幼児保育所 0895-72-4328

○愛南町子育て支援センター 「こあら」

サークル活動 月~金曜日 8:30~13:30

育児（電話）相談 月~金曜日 8:30~17:15



問 あいなん幼稚園 0895-72-0836

○子育て支援グループこぶたたんぽぽポケットとんぼ 「こぶたの広場」

育児相談・つどいと交流・各種ワークショップ

月~金曜日 10:00~16:00



問 こぶたのお家 城辺甲 2652 番地 0895-73-7321

## 6-12 こども相談窓口

### ○愛南町こども家庭センター

すべての妊産婦、子ども、子育て家庭に対する相談・支援窓口です。保健師、栄養士、言語聴覚士、社会福祉士、保育士が電話や面接で対応します。

#### 【場所】

役場本庁 1 階 子育て支援課内 こども家庭センター

#### 【連絡先】

0895-73-7135

#### 【対象】

妊産婦、子ども、子育て世帯など

#### 【相談対応時間】

月～金曜日 8:30～17:15

妊産婦・子育て世帯の  
相談はこちら



問 子育て支援課 0895-73-7135

### ○愛南町子ども支援センター（愛南町教育委員会）

悩みや不安を抱える子どもに寄り添い、学校や家庭と連携して子どもの自立のための支援を行います。いじめ・不登校等相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが、電話や面接で対応します。

面接の際はできれば、あらかじめご連絡ください。

#### 【場所】

愛南町上大道683番地 旧満倉小学校内

#### 【連絡先】

0895-73-7171

#### 【相談対応時間】

月～金曜日 13:00～17:00

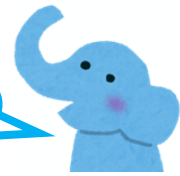
学校関係の  
相談はこちら



問 愛南町教育委員会（学校教育課） 0895-72-1113

## 6-12 児童発達支援センター

R8年4月1日に  
開所しました



発達や育ちについて困りごとを抱えている子ども、そのご家族や支援者へのサポートをします。お気軽にご相談ください。

### 【場所】

城辺保健福祉センター

### 【開所日】

月～金曜日 8：30～17：00

### 【相談支援】

発達相談の窓口として、概ね18歳未満のご本人、ご家族、支援者の相談に応じます。23歳までを目安に就労支援も行います。

### 【発達支援・家族支援】

1人1人の状況に合わせて、通所により療育を行います。  
また、家族支援やペアレント・トレーニングを実施します。

### 【普及啓発・研修】

発達障がいについての情報発信や研修会を実施します。

### 【地域連携】

関係機関と連携、協働しながら発達支援の体制をつくりまします。

## 愛南町児童発達支援センター（おれんじくらぶ）

### 【開所日】

月・水・木・金・土曜日 8：30～17：00（窓口受付8：00～18：00）  
※土曜日の窓口受付は8：00～17：00

### 【児童発達支援】

対象：0歳～6歳（就学前）  
利用時間：水曜日（9：00～12：00）、木・金曜日（9：00～17：00）  
療育内容：個別支援、集団行動、機能訓練、親子療育（ペアアス）

### 【放課後等デイサービス】

対象：小学1年生～中学3年生  
利用時間：月・土曜日（9：00～17：00）、水曜日（13：00～17：00）  
療育内容：個別支援、集団行動、機能訓練、スイミング、クッキング

問 保健福祉課 0895-72-1212  
おれんじくらぶ 0895-70-1152

## 保育所・幼稚園



- 7-1 保育所
- 7-2 病児保育
- 7-3 延長保育
- 7-4 保育所遠距離通所補助
- 7-5 幼稚園
- 7-6 幼稚園における預かり保育
- 7-7 子育てのための施設等利用給付
- 7-8 こども誰でも通園
- 7-9 一時保育



## 7-1 保育所

### 保育所入所までの主なスケジュール

- 11月 : 入所を希望する保育所等で入所申込書を受け取り提出してください。
- 12月末 : 受付後、子育て支援課から就労証明書等記入依頼文書を発送します。
- 1 月 末 : 子育て支援課で保育所入所に関する面接を実施します。  
アレルギーがある場合には医師の指示書記入を依頼します。
- 2 月 末 : 審査後、入所決定通知書を発送します。  
アレルギーの指示書を入所決定保育所へ提出してください。
- 3月中旬 : 1 日体験入所の案内を4月入所予定児童全員に送付します。

※入所申込み前に事前に保育所を見学したい方は、希望の保育所へ直接ご相談ください。

#### 【保育所とは】

就労や病気等の理由で日中家庭でお子さんを保育することができない保護者にかわってお子さんを保育する施設です。

就学前の教室や集団生活に慣れさせるため等の理由で、保育所に入所することはできません。保育が必要でなくなったときは、保育所を退所していただくこととなります。

#### 【対象年齢】

0歳（産後2か月後）～5歳

#### 【入所申込】

一斉入所受付期間（次年度4月～9月入所分）：11月中

※次年度10月以降に途中入所希望の方は、4月以降に申請してください。

※4月以降に入所が必要になった場合には、子育て支援課へ相談のうえ入所希望月の前月10日までに申込みをしてください。

#### 【保育料】

公立保育所（4か所）、私立保育所（2か所）とも保護者（父母）の市町村民税を元に徴収基準に基づいた保育料がかかります。

※国の制度により「3歳以上のクラス」と「3歳未満クラスの非課税世帯」の保育料は無償化されています。

また、愛南町独自の無償制度も実施しています。

問 子育て支援課 0895-73-7135

※保育所・教育施設マップはP60をご覧ください。

## 7-2 病児保育

子どもが病氣  
でも仕事が休めないときは



仕事などで忙しい保護者に代わって、保育所や幼稚園、学校等に行くことができる状態でない児童を日中のみお預かりします。保育士・看護師が協力して保育看護するもので、入院施設ではありません。基本的に、通院して治療が行える程度の症状の児童を対象としています。

※当日の病院受診が必要です。

### 【対象】

生後3か月から小学校6年生までの児童

### 【場所】

テレサルーム（愛南町御荘平城 1976 番地）

### 【利用時間】

月曜日～土曜日：8：30～17：30

※午前半日 8：30～12：30、午後半日 13：30～17：30

第1・3土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始は休み

### 【利用料】

住民税課税世帯：2,000円（1日）、1,000円（半日）

住民税非課税世帯：1,000円（1日）、500円（半日）

愛南町外の世帯：4,000円（1日）、2,000円（半日）

※利用年度の前年度（前々年中）課税状況で利用料を決定します。

### 【申請方法】

子育て支援課に申請書を提出してください。

事前に申請・登録が必要です。

問 子育て支援課 0895-73-7135

保育所の認定時間内にお迎えが間に合わない



## 7-3 延長保育

認定された保育時間を越えて保育が必要な場合、各保育所の実施時間内で延長保育を利用できます。

### 【対象】

延長保育事業を実施する愛南町内の保育所で、保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し延長保育が必要と認められる児童

### 【町立保育所】

標準時間認定 18:31~19:00 ※土曜日は実施しない  
短時間認定 7:30 ~ 8:29、16:31~19:00  
(土曜日は 18:30 まで)

### 【はまゆう乳幼児保育所】

標準時間認定 18:00~19:00 ※土曜日は実施しない  
短時間認定 7:00~ 9:00、17:00~19:00  
(土曜日は 18:00 まで)

### 【延長保育料金】

1時間あたり 100円  
毎月の末日に現金で徴収



### 【申請方法】

延長保育申請書を通所している保育所へ提出してください。  
様式は保育所にあります。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 7-4 保育所遠距離通所補助

家から保育所まで  
距離がある方は



### 【対象】

住所地から最も近い保育所までの通所距離（片道）が7 km以上である保護者  
または小学校区内に受入れ可能な保育所がないことにより小学校区外の保育  
所に入所し、その保育所までの通所距離（片道）が7 km以上である保護者

### 【補助金の額】

住所地から保育所までの距離に 1,500 円を乗じた金額（一月あたり）

### 【交付時期】

当該年度の 10 月及び翌年度の 4 月

### 【申請方法】

子育て支援課、または入所している保育所に申請



### 【必要書類等】

認印

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 7-5 幼稚園

### 【幼稚園とは】

幼児の心身の発達を助長することを目的とした教育施設です。  
小学校入学前の教育を受けることができます。

### 【対象年齢】

3歳～5歳  
入園年度4月1日に3歳になっていること

11月が次年度の  
申請期間です



### 【入所申込】

一斉入所受付期間（次年度 4月～9月入所分）：11月中  
途中入所：随時

### 【通常教育時間】

平日 8：30～14：30

### 【保育料】

全園児の保育料は無償化されています。

### 【給食】

学校給食センターから配送されます。  
給食費は無償です。

問 学校教育課 0895-72-1113  
子育て支援課 0895-73-7135

## 7-6 幼稚園における預かり保育

あいなん幼稚園に通園している児童を対象に預かり保育を実施しています。

### 【預かり保育時間】

平日 14：30～16：30（おやつ有り）  
長期休業中 9：00～16：00（月曜日～金曜日、弁当持参）

### 【預かり料金】

1時間 100円

### 【休園日】

土・日曜日、祝日  
夏季休業日（7月21日～8月31日）  
冬季休業日（12月26日～1月7日）

預かり保育も  
あります



問 子育て支援課 0895-73-7135

## 7-7 子育てのための施設等利用給付

### 【対象】

保護者の就労、病気等の理由で保育の必要性があり、認可保育所を利用していない3～5歳の児童と0～2歳の非課税世帯の児童

※施設等利用給付認定を受けるためには、児童の父母それぞれ次のいずれかの基準に当てはまる必要があります。

- ① 就労（月64時間以上の勤務が必要）
- ② 妊娠・出産（産前6週、産後8週の日を含む月の間）
- ③ 疾病・障がい
- ④ 介護等
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（90日間）
- ⑦ 就学
- ⑧ その他町長が認める理由

無償化になる  
保育サービスがあります



### 【無償化となる愛南町内の保育サービス及び上限額】

○幼稚園の預かり保育：1.13万円／月

（幼稚園に在籍し、預かり保育を利用している児童が対象）

○一時保育、病児保育：3歳以上 3.7万円／月      3歳未満 4.2万円／月

（幼稚園や認可保育所に在籍せず、その他の保育サービスを利用している児童が対象）

### 【必要書類等】

保育の必要性を証明する資料

（様式は愛南町ホームページの「保育所入所申込について」から関連ファイルをダウンロードしてご利用ください。子育て支援課窓口にも用意しています。）

※遡っての認定はできません。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 7-8 こども誰でも通園

月 10 時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。  
令和8年4月1日から開始しました。

**月 10 時間まで  
0 歳 6 か月 から 利用 でき ます**

### 【対象】

保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満までの子ども



### 【利用可能時間】

子ども1人1月あたり 10 時間

### 【利用料金】

1 時間あたり 300 円(※減免あり)

### 【実施施設】

御荘保育所



つうえんポータル

### 【実施日等】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 9：00～16：00

こども誰でも通園制度総合支援システム(つうえんポータル)にて利用申請をします。利用申請が承認されたら、初回面談・利用予約を行ってください。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 7-9 一時保育



月15日まで  
1歳からお預かりします

保護者の傷病、入院、家族の看護などの緊急を要するときやパートタイム、きょうだいの学校行事、リフレッシュなど、私的な理由でも利用できる一時保育を実施しています。

### 【対象】

保育所、幼稚園に入所していない満1歳から小学校就学前までの集団保育可能な児童(年齢にかかわらず、歩行の開始と離乳食の完了が利用開始の目安です。)

### 【利用日数】

月15日以内：パート就労、買い物、リフレッシュなどの私的理由  
1か月以内：保護者の傷病、入院、家族の看護など緊急のとき

### 【保育時間】

月～金曜日 8:30～16:30 (午前・午後のみ利用可能)  
土曜日 8:30～12:30

### 【利用料金】

8:30～16:30 1,500円  
8:30～12:30 900円  
12:30～16:30 650円 (給食はありません。)  
※給食をとらない場合は250円減額

### 【実施施設】

城辺保育所  
※事前に申請・登録が必要です。



問 子育て支援課 0895-73-7135



## 小学生・中学生



- 8- 1 通学用力バン無償配布
- 8- 2 愛南町就学相談会
- 8- 3 小学校・中学校給食費無償化
- 8- 4 教育世代児童生徒就学応援金(小学校・中学校・高等学校)
- 8- 5 修学旅行費補助
- 8- 6 放課後児童クラブ
- 8- 7 放課後子ども塾
- 8- 8 夏休みこども教室
- 8- 9 愛南子どもセンター
- 8-10 あいなんくる(愛南町子どもの居場所b & g あいなん)
- 8-11 中学校通学カバン等補助
- 8-12 小中学校遠距離通学補助

## 保育所・幼稚園の年長児から小学校入学までの主なスケジュール

- 5 月 頃 : **通学用カバン無償配布 希望調査**  
希望される場合は4色の中から選択してください。
- 7 月 頃 : **就学相談会**  
お子さまの状況に応じて教育の場を紹介するなど、教育に関する相談会を実施します。
- 10～11 月頃 : **就学时健康診断**  
小学校入学前に全員を対象に行います。  
5月に希望された方に通学用カバンをお渡しします。
- 12 月 頃 : **放課後児童クラブ入会説明会**（新規に入会される方）  
説明会に出席された方に申込書を配布します。
- 1～2 月 頃 : **一日体験入学（各小学校）**
- 3 月 頃 : **放課後児童クラブ現地説明会**  
決定した児童クラブで準備物や利用料引落とし手続き書類等をお渡しします。

### 8-1 通学用カバン無償配布

愛南町から  
通学用カバンをプレゼント



愛南町では保護者の経済的負担の軽減を目的とし、次年度に町内の小学校へ入学予定の児童に対し通学用カバンを無償配布しています。

#### 【配布する通学用カバン】

- ・（株）モンベル製の通学用カバン「わんパック®」（愛南町ロゴデザイン入）
- ・4色（赤・青・茶・黒）から選択できます。



問 子育て支援課 0895-73-7135

## 8-2 愛南町就学相談会



学校生活  
大丈夫かなあ

就学相談では子どもの状況に応じて教育の場を紹介するなど、子どもの持っている力を伸ばすためにどんな環境や学習が必要なのかを保護者の方とともに考えます。

### 【対象】

次年度小学校就学予定の子どもの保護者で発育や発達に不安のある方及び本人

### 【相談内容】

相談に関する助言や教育に関する相談活動

小集団での行動観察

事前に幼稚園、保育所等へ相談員が出向き、活動の様子の観察・聞き取りを行います。

### 【申込方法】

保健師、幼稚園、保育所等を通じて、「申込書」「就学相談記録表」を提出

### 【就学相談に向けての準備】

必要に応じて医療機関や福祉事業所等への相談や発達検査をご検討ください。

問 学校教育課 0895-72-1113

## 8-3 小学校・中学校給食費無償化



町外の学校へ進学する  
場合は申請が必要です

愛南町では教育に関する保護者の負担を軽減するため、町内小・中学生の給食費を無償化しています。

問 学校教育課 0895-72-1113

## 8-4 教育世代児童生徒就学応援金(小学校・中学校・高等学校)

愛南町では保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、教育世代児童生徒就学応援金を支給します。

### 【対象】

小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校に入学する児童・生徒または保護者

### 【申請方法】

支給対象者に就学応援金に関する通知が届きますので、学校教育課へ必要書類を提出してください。

### 【支給金額】

小学生：30,000円

中学生：40,000円

高校生：50,000円

入学おめでとう！  
応援しています！



問 学校教育課 0895-72-1113

## 8-5 修学旅行費補助

愛南町では教育に関する保護者の負担を軽減するため、町内小・中学生の修学旅行参加に係る費用を補助します。令和8年度から補助金の額が拡充されました。

### 【申請方法】

補助金の受領は共同学校事務室が行い、修学旅行費から補助金の金額を差し引いた額を保護者負担額として請求します。

### 【支給金額】

小学生：30,000円

中学生：45,000円



R8年度から  
補助金の額が拡充しました

問 学校教育課 0895-72-1113

## 8-6 放課後児童クラブ



放課後の居場所です

町内3か所の小学校に児童クラブを設置しています。

### 【定員】

平城小学校放課後児童クラブ：40人

城辺小学校放課後児童クラブ：40人

一本松小学校放課後児童クラブ：30人

### 【対象】

次の要件を全て満たしている児童

- ① 愛南町に住民登録があること
- ② 小学校1年生から6年生まで
- ③ 保護者の就労等の理由により昼間に保護者がいないこと

### 【活動時間】

学校登校日：放課後～18:30

学校休校日：8:30～18:30

### 【休所日】

日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

### 【利用料】

月4,000円

※冷暖房を使用する月、8月は利用料が変わります。

問 こども家庭センター 0895-73-7135  
子育て支援課

児童クラブが学校にない地区で  
放課後の学習支援を行います！



## 8-7 放課後子ども塾

### 【目的】

放課後の時間帯を利用して、児童の学習支援を行うことにより毎日の勉強の手助けや児童の健全育成等に貢献することを目的とします。

### 【対象】

対象地区にお住いの小学校1年生から6年生まで

### 【場所】

家串、柏、緑、長月地区の公民館

### 【実施日】

平日（ただし、学校休校日・長期休暇中は除く）  
放課後～18：00 ※17:00 までは保護者の迎え不要

※開所日は地区によって違います。

柏・長月・緑：月～金曜日

家串：月・木・金曜日

### 【定員】

なし

### 【利用料】

無料

### 【申込み】

事前の申し込み及び保険加入（負担金 800 円）が必要です。

問 生涯学習課 0895-73-1112

## 8-8 夏休みこども教室

### 【目的】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の夏季休業期間中に夏休み子ども教室を開設し、児童への学習支援及び活動場所の提供を行うことにより、その健全な育成を図ることを目的とします。

### 【対象】

小学校1年生から3年生まで

### 【場所】

御荘夢創造館

### 【実施日】

夏休み期間中  
8:00~18:30

### 【休所日】

日曜日、祝日、お盆（8月13日~16日）

### 【定員】

20人程度

### 【利用料】

10,000円

### 【申込み】

6月上旬頃に入会事前説明会を開催します。



夏休み期間中に  
利用できます！

問 生涯学習課 0895-73-1112

土曜日・日曜日に  
利用できる遊び場です



## 8-9 愛南子どもセンター

土・日曜日に子どもたちに安全安心な遊び場を提供することを目的としています。

### 【場所】

城の辺学習館（城辺公民館）2階に設置されています。

### 【開所日時】

毎週土・日曜日 9:00～12:00／13:00～17:00

※11月1日～2月28日の期間は16:30まで

ただし、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

愛南町に気象警報が発表されているときもお休みとなります。

### 【対象】

高校生以下の子どもとその保護者

ただし幼児のお子さまには、保護者の付き添いをお願いします。

### 【利用方法】

- ・事前に予約や申請は必要ありません。
- ・遊びに来たらセンター利用簿に名前を書いてください。
- ・利用にあたっては、必ず指導員の指示に従ってください。

問 生涯学習課 0895-73-1112

## 8-10 あいなんくる(愛南町子どもの居場所 b&g あいなん)

子どもたちが友達と遊んだり、宿題をしたり、ひとりでゆっくり読書したり、安全に安心して過ごせる居場所のひとつです。

子どもの基本的な生活や生活習慣を身に付けるための「サポート教室」も実施します。

### 【対象】

町内の小学校に通う児童およびその保護者

### 【開館時間】

- ・ 小学校の長期休暇以外 14:00~17:00
- ・ 小学校の長期休暇 10:00~17:00
- ・ サポート教室 17:00~19:00

### 【利用料】

無料



子どもたちが安心・安全に過ごせる  
「居場所」です

### 【利用方法】

窓口で利用受付簿に記入してご利用ください。

サポート教室は事前に登録が必要です。

### 【休館日】

土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

問 あいなんくる 0895-73-7225  
子育て支援課 0895-73-7135

1万円分の利用券です



## 8-11 中学校通学カバン等補助

次年度中学校入学予定児童を対象に、通学用カバン等の購入に要する費用の一部を補助します。

通学用カバンの他に、制服、カットシャツ、体操服等の購入にも利用でき、児童1人につき1万円を上限に補助します。

### 【対象】

次年度4月に中学校に入学する予定の児童の保護者

※児童または保護者のいずれかが愛南町に住民登録があること

### 【町内の中学校に進学する場合】

配布された利用券（1,000円×10枚）を町内の登録店舗に持参し、商品を購入してください。

### 【町外の中学校に進学する場合】

進学先の通学用カバン等を取り扱う店舗で製品を購入し、必要書類（申請書、領収書（原本）、取扱店が分かる書類、申請者の通帳）を添えて子育て支援課へ申請してください。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 8-12 小中学校遠距離通学補助



通学用の自転車を  
購入したら…

町内の小中学校にバス通学又は自転車通学している児童生徒の保護者に対して、補助金を交付します。

当該年度に複数の補助を受けることはできません。

校区外通学の児童生徒については、補助対象外となります。

### 【バス通学補助金】

通学に路線バスを利用する児童または生徒で、通学距離が小学生は3km以上、中学生は4km以上の場合に補助します。

### 【自転車等購入補助金】（中学生のみ）

自転車通学に必要な自転車（TSマーク付帯保険赤ラベルに加入した自転車に限り、）及びヘルメットの購入費用について補助します。

補助金の上限額は、次のとおりです。

- ① 第1学年時に購入する場合 25,000 円
- ② 第2学年時に購入する場合 15,000 円
- ③ 第3学年時に購入する場合 10,000 円
- ④ ヘルメット 3,000 円



なお、補助金の交付対象となる自転車は、町内の販売店で購入したものに限り、補助金の交付は在学中に1回限りです。

### 【自家用車通学補助金】

小中学校の再編計画により学校の再編が決定し、又は既に再編したことにより通学が遠距離となる児童または生徒のうち、再編先の学校まで自家用で通学する場合、自宅から学校までの距離に応じて1km 当たり30円を補助します。

ただし、スクールバスの運行、あいなんバスの定期券の交付等により愛南町教育委員会が通学手段を確保する場合を除きます。

- ① 自家用車で自宅から学校まで往復して送迎する場合 往復の距離
- ② 自家用車で通勤などに併せて送迎する場合 片道の距離

### 【申請方法】

補助を希望される保護者の方は領収書等の必要書類を添えて、申請書を児童または生徒が在学する学校に提出してください。

問 学校教育課 0895-72-1113



- 9-1 ひとり親家庭医療費助成
- 9-2 児童扶養手当
- 9-3 制服譲渡会
- 9-4 災害遺児福祉手当
- 9-5 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付

## 助成・減免手続きの主なスケジュール

- 6 月：ひとり親家庭医療費助成  
8 月：児童扶養手当（現況届）  
1月下旬頃に新しい児童扶養手当の証書を郵送します。  
2月～4月：就学援助手続き（小・中学校）

子どもと保護者の医療費が無料に



### 9-1 ひとり親家庭医療費助成

保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

#### 【対象】

20歳未満の児童と、その児童の生計を維持し所得税が非課税の家庭主

- ① ひとり親家庭（母と子、父と子）
- ② 準ひとり親家庭（祖母と孫、祖父と孫、姉と弟妹、兄と弟妹）
- ③ 父母のいない子

※①～③のいずれかに該当し、児童が20歳に達した日以後において、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短大・大学院)及び高等専門学校、専修学校、教育施設、各種学校に引き続き在籍している場合は、卒業まで対象となります。

#### 【県内受診】

医療保険証等と一緒に受給者証を提示してください。



#### 【県外受診】

受給者証は使用できません。医療機関の窓口で自己負担分を支払っていただき後日役場町民課または最寄りの支所で（1か月分まとめて）払い戻しの申請をお願いします。（払い戻し期限：診療の翌月から起算して6か月以内）

その際には認印・領収書・家庭主名義の振込口座の分かる通帳やキャッシュカードが必要です。

※入院時の食事代や個室代、保険適用外（予防接種や健康診断など）は助成の対象になりません。

#### 【必要書類等】

- ・該当する方全員分の医療保険情報が確認できるもの(健康保険証、資格確認書等)
- ・マイナンバー確認書類（該当する方全員）
- ・認印
- ・転入の場合は前住所地の所得課税証明書、戸籍謄本等（ひとり親であることが確認できるもの）が必要

問 町民課 0895-72-7300



子どもが18歳まで  
ひとり親家庭を支援します

## 9-2 児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を促し、児童の福祉増進を図ることを目的としています。

### 【対象】

父母の離婚など、条件に当てはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令に定める程度の障がいの状態にある者）を監護している母または監護かつ生計同一の父など

### 【条件】

- ① 父母が離婚した児童
  - ② 父（または母）が死亡した児童
  - ③ 父（または母）が一定程度の障がいの状態にある児童
  - ④ 父（または母）の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父（または母）が1年以上遺棄している児童
  - ⑥ 父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父（または母）が1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の子）
- ※ 受給には所得制限など一定の要件があります。

### 【手当額】

請求者本人の所得額や扶養義務者の所得額、児童数により変わります。

### 【申請方法】

子育て支援課までご連絡いただくか、直接お越しください。  
請求の手続や必要書類等をご説明します。

愛媛県から窓口業務・申請受付について業務委任されています。  
問 子育て支援課 0895-73-7135

## 9-3 制服譲渡会

母子寡婦福祉会主催による制服の譲渡会（新品ではありません。）を毎年12月頃に実施します。

詳しい実施の日程や場所は「広報あいなん」で周知します。

### 【対象】

ひとり親家庭



中学・高校の  
制服があるかも？



※ご家庭に使用しなくなった制服・体操服・ジャージ（中学校・高校）がある場合には、保健福祉課窓口へお持ちください。（洗濯・クリーニング済）

問 保健福祉課 0895-72-1212



子どもたちを支援します

## 9-4 災害遺児福祉手当

### 【対象】

交通災害、労働災害及び天災等によって、これまで生計を維持していた親または養育者が死亡等した児童（遺児）を現に養育している保護者（※遺児：義務教育終了前の児童及び高等学校に在学する生徒）

### 【支給額】

遺児 1 人につき月額 3,000 円

毎年度 7 月、11 月、3 月に、前期月の翌月から当該期月分（4 か月分）を支給します。

### 【必要書類等】

- ① 住民票の写し（※住民票添付の際は、マイナンバーの記載のないもの）
- ② 遺児の戸籍謄本

その他、申請者及び遺児の状況等によって、各種証明書の添付が必要です。詳しくは問合せの際にお伝えします。

愛媛県から窓口業務・申請受付について業務委任されています。

問 子育て支援課 0895-73-7135

## 9-5 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付

愛南町に住民登録がある母子家庭の母または父子家庭の父が、資金を緊急に必要とするとき、その資金を貸し付けることにより応急的な経済援助をしています。

【貸付金額】 1 人 1 回につき 5 万円以内  
（進学等多額の費用を要する場合に限り 10 万円以内）

【据置期間】 貸付の日から 2 か月以内

【貸付期間】 12 か月以内

【償還方法】 月賦償還

【利 率】 無利子

【保 証 人】 1 人以上の保証人が必要です。  
（保証人の資格は一般成年者で独自の生計を営む者です。）

まずは  
相談を！

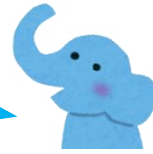


問 保健福祉課 0895-72-1212

# 障がい児等支援



- 10-1 未熟児養育医療
- 10-2 特別児童扶養手当
- 10-3 障がい児童福祉手当



## 10-1 未熟児養育医療

### 【対象】

出生児体重が 2,000 グラム以下の児で指定医療機関での入院養育が必要な児

### 【手続き】

必要書類等をそろえて養育医療給付の申請を行います。  
給付決定後、入院治療に係る養育医療の給付を行います。  
※費用徴収額は全額乳幼児医療費で支払われます。

### 【必要書類等】

養育医療給付申請書、医師が作成した養育医療意見書、  
申出書、世帯調書、課税状況等調査同意書、  
健康保険証、母子健康手帳、子ども医療費受給資格証、マイナンバーカード  
または通知カード、認印

問 保健福祉課 0895-72-1212

毎年の申請が  
必要です



## 10-2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、身体や精神に障がいのある児童を監護している父母等に対して支給される手当です。

### 【対象】

20歳未満で身体または精神に重度、中度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母（所得が高い方）、または父母に代わってその児童を養育している方（養育者）

※認定基準があります。

（愛南町のホームページ：障害者手当参考資料別表3の掲げる項目に該当する場合）

### 【特別児童手当の額（月額）】（令和8年度）

特別児童扶養手当1級：58,450円

特別児童扶養手当2級：38,930円

ただし、前年の所得によってはその年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止する場合があります。

### 【支払日】

認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、11月の11日）振り込まれます。（支払日が土・日曜日または祝日の場合は、前日に支給されます。）

### 【必要書類等】

① 請求者と対象児童の戸籍謄本

② 診断書

（診断書が省略できる場合もありますので、担当にお問い合わせください。）

③ 請求者名義の通帳及び通帳印

④ マイナンバーが確認できるもの

問 保健福祉課 0895-72-1212

## 10-3 障がい児福祉手当

### 【対象】

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の児童

※認定基準があります。

(愛南町のホームページ：障害者手当参考資料別表3の掲げる項目に該当する場合)

### 【手当の額】

月額 16,560 円 (令和8年度)

### 【支給制限】

次の要件に該当する方は、対象外となります。

- ・施設に入所されている方
- ・受給者等の前年度の所得が一定基準額を超えた方

在宅で生活している方



### 【必要書類等】

#### ① 診断書

(診断書が省略できる場合もありますので、担当にお問い合わせください。)

#### ② 公的年金調書 (受給されている方)

#### ③ 児童名義の通帳及び通帳印

#### ④ マイナンバーが確認できるもの

#### ⑤ 戸籍謄本

問 保健福祉課 0895-72-1212

# 愛南町 保育・教育施設マップ

## ① 柏保育所

宇和島市との境に近い小規模な保育所です。  
隣接する小学校との交流のほか、地震に対する避難訓練なども地域一体となって行っております。

## ② 御荘保育所

町内で最も園児数の多い保育所です。  
津波や土砂災害の想定区域外に所在し、自然災害のリスクが比較的低い保育所です。  
0歳児の受入れも行っています。

「こども誰でも通園制度」も実施しています。

## ③ 城辺保育所

定員が100名を超える保育所の一つです。  
町内の中心部に位置し、アクセスが良い保育所です。  
0歳児の受入れも行っています。

「一時保育」も実施しています。

## ④ 一本松保育所

高知県宿毛市との県境に近い中規模な保育所です。  
山間部の開けた場所に位置するため津波や地震などのリスクが比較的低い保育所です。

## ⑤ はまゆう乳幼児保育所

町内で唯一、0～2歳児のみを受け入れている保育所です。  
同法人の老人施設との交流や食育活動も盛んに行っています。

地域子育て支援センター「どんぐりの会」も実施しています。

## ⑥ 船越保育園

きれいな海が見渡せる高台に位置する小規模な保育園です。  
自然遊びを重視した保育を行っており、西海地域以外の児童の入園受け入れもあります。

## ⑦ あいなん幼稚園

町内唯一の幼稚園です。  
同一敷地内にある養護老ホームとの交流や、ぎょしょく教育、柑橘学習会への参加や、国際理解教育(ALT)など、幼児教育を行っています。

地域子育て支援センター「こあら」も実施しています。







## 愛南町 医療機関一覧



医療機関		
病院名	連絡先	住所
愛媛県立南宇和病院	72-1231	愛南町城辺甲2433-1
岡沢クリニック	70-1511	愛南町御荘平城1976
かんクリニックAINAN	72-2225	愛南町御荘平城1590
あいなん整形外科クリニック	73-2870	愛南町御荘平城2959-1
西本病院	73-2121	愛南町御荘平城4289-1
竹本医院	72-3271	愛南町城辺乙507
粉川ファミリークリニック	72-2111	愛南町城辺甲86
沢近医院	72-0038	愛南町城辺甲347-2
松本クリニック	84-2001	愛南町一本松3375-3
国保一本松病院	84-2255	愛南町一本松5056-2
国保一本松病院附属 内海診療所	85-0341	愛南町柏434-1

歯科医療機関		
歯科医院名	連絡先	住所
こじま歯科医院	85-0900	愛南町柏339-1
池田歯科医院	73-2223	愛南町御荘平城1285-1
うえはら歯科クリニック	72-5777	愛南町御荘平城4183-1
清水ももこ歯科医院	72-3511	愛南町御荘平城3021
宮田歯科医院	72-0648	愛南町御荘平城3702
あさうみ歯科医院	73-1184	愛南町城辺甲2419-4
新恵歯科	73-0550	愛南町城辺甲2227-2
たかはし歯科	72-5888	愛南町城辺甲1916-1
一本松歯科医院	84-3237	愛南町一本松3375-1

# 子育てダイヤルメモ

## 愛南町役場

子育て支援課 こども家庭センター	73-7135
保健福祉課 児童発達支援センター	72-1212
町民課	72-7301
学校教育課	72-1113
生涯学習課	73-1112
総務課	72-1211



## 赤ちゃん・子どもの急な病気やケガ

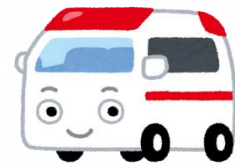
小児救急電話相談	#8000
休日当番医情報	広報あいなん、愛南町ホームページ



## 救急車を呼ぶときは 「119」 をダイヤル

救急車を呼ぶときは、慌てず落ち着いて、ゆっくり伝えてください。

- ① 「救急です」
- ② 所在(救急車に来てもらう場所)と目印になるものを伝える。
- ③ 子どもの名前、年齢、いつ・どこで・どうしたかを伝える。  
持病がある場合は、病名とかかりつけ医療機関を伝える。
- ④ あなたの名前と電話番号を伝える。



大丈夫！ 消防の指示を聞いて、救急車の到着を待ちましょう。

